

令和7年度第5回香川地方最低賃金審議会議事録

令和7年8月20日（水）
高松サンポート合同庁舎
北館7階共用702会議室

出席者 公益代表委員 岡崎、籠池、高塚、平野※
労働者代表委員 川染、立石、土田※、中村、三屋
使用者代表委員 井出、奥田、白石、檜垣

（※：オンラインによる出席）

議題（1）香川県最低賃金額改正の審議について

（2）その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和7年度第5回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、元木委員と棚次委員が欠席されておりますが、11名の委員に参集いただくとともに2名の委員にオンラインで出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。オンライン出席の委員の皆様聴こえてますでしょうか。なお、本日は、傍聴人として3名の方が傍聴されております。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

当日配付資料として

・香川県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)
でございます。不足等はございませんか。

それでは、籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池会長

はい、そうしましたら、本日の議事審議事項はお手元の会議次第のとおりであります。早速ですが、議題（1）の「香川県最低賃金が改正の審議について」に入らせていただきます。今年度の香川県最低賃金の審議につきましては、7月15日に諮問を受けて以降、5回の専門部会を開催し、慎重に審議を進めてまいりました。そして、本日開催いたしました第5回専門部会におきまして、本審に対する報告を取りまとめたところではあります。残念ながら、お手元の報告書のとお

りで、全会一致には至らなかったということありますので、この報告については専門部会での多数決の採決により報告させていただく内容ということになります。それでは事務局から報告書の読み上げですかね。説明をお願いします。

○賃金室長

はい、本日までの審議経緯についてご説明いたします。

7月15日の第1回本審におきまして、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を行い、8月6日の第3回本審におきまして中央最低賃金審議会の目安伝達を行って、同日、第2回香川県最低賃金専門部会を開催し、最賃の基礎調査結果を説明の後、金額審議に入りました。そして、8月7日に第3回専門部会を開催、8月18日に第4回専門部会を開催、本日第5回専門部会を開催して金額審議を重ねてまいりましたが、全会一致には至らず、専門部会での採決の結果により、過半数の賛成をもって専門部会報告となったものです。事務局で報告書を説明いたします。

○賃金指導官

それでは、専門部会報告書を読み上げます。

令和7年8月20日

香川地方最低賃金審議会 会長 籠池信宏 殿

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会 部会長 籠池信宏

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の香川県最低賃金(時間額918円)は、令和5年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

さらに、当専門部会として、原材料費や労務費コスト等が上昇する中、労務費增加分の価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済」等を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても取組み強化を強く要望する。特に、最低賃金引上げの影響率が高い、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、

小売業については、販売価格の引上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあることから、こうした事業者に対する強力なサポートを求めることが付記する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員の方のお名前の読み上げは省略させていただきます。続いて別紙1です。

香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者にかかる最低賃金額 1時間 1,036円
- 5 この最低賃金において、賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

続いて別紙2です。

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 918円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度） 生活扶助基準（第1類費+第2類費+冬季加算+期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,691円）

3 生活保護にかかる施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。以上です。

○籠池会長

はい。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、この報告は専門部会において意見の一致が得られなかつたことから、中央最低賃金審議会の答申や労使のご意見を踏まえ、また、生計費、賃金状況、賃金支払能力、生活保護との整合性などの各種関連資料、さらには地域間格差の是正などを総合的に勘案した公益案をお示しし、専門部会の過半数の賛成を得て、部会報告とさせていただいたもの

であります。この部会報告について、この本審においてご審議いただき、本日、この部会報告をベースとして、答申として取りまとめをしたいと考えております。

それでは労使各側の専門部会委員から、それぞれ部会報告についてのご意見をお願いしたいと思います。まず、労働者側の専門部会委員にお願いいたします。

○立石委員

はい、私ども専門部会では退席という、これまでにない行動を取らせていただきましたが、やっぱりプラス 66 円、目安に対してプラス 3 円でございますが、これではやはり生活者の生活を維持できないし、内容はさておき、徳島との金額差 10 円ですね。これはやはり格差是正も進めていかなくてはならないという立場からもう少し論議、またそういった金額に対しても、付加を付けていただければというふうに考えておりましたが、誠に遺憾ながらそういった対応を取らせていただいたということでございます。以上でございます。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。次に使用者側の専門部会の方、ご意見をお願いいたします。

○白石委員

はい、使用者側を代表して白石から発言させていただきます。我々は最低賃金法に定める 3 要素のデータをよく見ました。例えば全国のデータが中小企業の多い香川県の実態に合っているのか。それから最低賃金の審議、最近注目を浴びておりまして、様々な意見が出されております。例えば最低賃金を引き上げても倒産件数は増えない。最低賃金を引き上げないと人材が流出するといった意見が本当に確からしいのか質問もさせていただきました。最低賃金が引き上がることで、全員がハッピーになるわけではなく、例えば年収の壁による働き控え、それから価格転嫁できない業種も多数ございます。そういう点を重視しながら意見を出させていただきました。残念ながら労使間の意見の一致は見出せませんでしたけども、議論を尽くしたところで、公益委員案を聞きまして、すべてではありませんが、納得できる点もありましたので専門部会では、賛成とさせていただきました。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。その他、ご意見ございますか。とりわけ、本審の委員の方からのご意見、ご質問等があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

(意見等なし)

○籠池会長

よろしいですかね。はい、そうしましたら、この部会報告のとおり意見の一致に至りませんでしたので、採決により答申として取りまとめをしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○立石委員

この段階でよろしいでしょうか。

○籠池会長

結構です。

○立石委員

労側としましては、この採決に当たりプラス 66 円に賛同できないっていう。やっぱり不満の意を唱えさせていただきたいと思います。5名をもって、退席とさせていただきます。ただ、この会議を流会させるわけにいかないので、2名残して残り 3 名はこの場から退席をしていきたいと思っています。それでよろしいでしょうか。

○籠池会長

確認ですが、残られるのが何名。

○立石委員

2名です。

○籠池会長

2名残られて 3 名は退席扱いとしたいと。

○立石委員

私共、もう退席の扱いで終わらせていただくことは可能でしょうか。

○籠池会長

そういう前提であればですね。

はい。そうしましたら 2 名が残られ、3 名が退席扱いということは、定足数にもカウントされないということですけれども、それでよろしいですか。

○立石委員

はい。わかりました。

○籠池会長

念のため、事務局の方で、採決の手続きの説明をお願いします。

○賃金室長

はい。最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会議に出席した委員のうち、会長を除いた委員の過半数をもって決することとなっています。可否同数のときは、会長の決するところによると規定されています。3名ご退席されるということですので、残られる方は10名となりまして、会長は投票にはカウントされませんので、9名の方で過半数は5名となります。ただ、この会の成立には、3分の2以上の定数が必要ですので、10名以上が継続して参加していただけませんと、この会は流れることになりますので、先ほど立石委員がおっしゃっていました、3名が退席ということでしたら、10名いらっしゃいますので、この会は有效地に成立しておりますことをご報告いたします。

○籠池会長

はい。改めて確認ですが、定足数が10名ですが、本日欠席が2名で労側の退席が3名ということなので、出席者10名ということで定足数は満たしておるということですね。

その上で、採決にあたって会長はカウントしないということなので、過半数は5名の賛成を持って成案になると。こういう理解でよろしいですかね。

○賃金室長

はい。そのとおりでございます。

○籠池会長

どなたが退席されたかというのは、特定はしなくていいんですか。

○賃金室長

していただけたらと思います。

○籠池会長

そうしたら労側の方にどなたが退席されるのか特定を。川染委員と中村委員と

土田委員、この3人が退席扱いということですね。そうしたら事務局、それでよろしいですね。

○賃金室長

はい。ありがとうございます。

○籠池会長

はい。ありがとうございます。そうしましたら、もう採決の手続きに入りたいと思います。

本審議会として、専門部会の先ほどの報告内容で答申することとしてよろしいか、どうかについてお諮りしたいと思います。挙手を持って採決したいと思います。

(川染委員と中村委員が退席、土田委員がオンラインから退出)

○籠池会長

はい。退席が終わりましたので、採決の手続きをいたします。採決の方法は挙手を持ってお諮りしたいと思います。まずは先ほどの報告内容について、反対の方の挙手をお願いいたします。

(挙手 0名)

○籠池会長

反対の方はゼロでよろしいですね。

はい。続いて報告内容に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手 7名)

○籠池会長

7名の賛成ですね。はい。ありがとうございました。確認いたします。賛成が7名、反対がゼロであります。よって、出席委員の過半数の賛成となりましたので、専門部会の内容を持って、労働局長あてに答申をさせていただくこといたします。ありがとうございました。

それでは、事務局は、答申文の案を配付できますか。今、ちょっと待った方がよろしいですか。

○賃金室長

少々お待ちいただけますか。

○籠池会長

はい。そうしましたら、今しばらく答申文案を準備するということで。
それから、退席した労側委員に戻っていただいて大丈夫です。

(川染委員と中村委員が着席、土田委員がオンラインに入室)

(各委員に答申文（案）を配付)

○賃金室長

答申文の（案）を今配付しました。

○籠池会長

もう皆さんお揃いですか。そうしましたら、再開とさせていただきます。答申文案を配付されたかと思いますので、事務局の方で読み上げをお願いいたします。

○賃金室長

令和7年8月20日

香川労働局長 友住弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 篠池信宏

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付け香労発基0715第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額918円）は、令和5年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、原材料費や労務費コスト等が上昇する中、労務費増加分の価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済」等を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても取組み強化を強く要望する。特に、最低賃金引上げの影響率が高い、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、小売業については、販売価格の引上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあることから、こうした事業者に対する強力なサポートを求めるこ

を付記する。

別紙1 香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,036円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙2 香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 918円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+冬季加算+期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,691円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$918\text{円} \text{ (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 128,756\text{円}$$

以上です。

○籠池会長

はい。ただ今読み上げられた答申文（案）をもって労働局長あてに答申したいと思いますが、よろしいですかね。

（異議等なし）

○籠池会長

はい。ありがとうございました。そうしましたら、労働局長あて答申をいたします。

(籠池会長から答申文を労働局長に手交)

○労働局長

ありがとうございます。

本日、ご答申をいただきましたので、一言、ご挨拶申し上げます。香川県最低賃金につきまして、7月15日の第1回の本審で諮問を行いましてから本日までに本審を計4回、専門部会を計5回開催し、委員の皆様に熱心にご審議をいただきました。最低賃金審議をめぐる関心も高い中、本日答申を取りまとめていただきましたことにつきまして、深く感謝を申し上げます。委員の皆様、ありがとうございました。

今後は、香川労働局におきまして、所定の手続きを経たのちに、速やかに今年度の香川県最低賃金を決定させてまいりたいと考えております。また、香川労働局におきましては、今後改正された最低賃金額の周知に努めますとともに、その履行確保に万全を尽くしてまいりたいと思います。また、最低賃金改定の影響を受ける中小企業・小規模事業者に向けまして、業務改善助成金をはじめとした賃上げ支援助成金パッケージの利活用、労務費等の価格転嫁などを推進しまして、それら事業者の賃上げ、生産性向上等の支援に積極的に取り組んでまいります。

委員の皆様には、今後予定されております特定最低賃金の審議につきましても、引き続きご協力を賜り、今後とも賃金行政に対して特段のご支援をお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○籠池会長

はい、労使各側の皆様方におかれましては、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。残念ながら全会一致の方針には至りませんでしたが、本日結審、答申の運びとなり、香川県最低賃金の改定審議を全て終了することができました。この点に対しまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。それでは、この後の手続き等について、事務局からご説明お願ひいたします。

○賃金室長

答申後の事務手続きについてご説明いたします。異議申出公示を本日令和7年8月20日にさせていただき、異議申出の締切りは令和7年9月4日(木)とさせていただき、官報公示予定日は令和7年9月18日とさせていただきまして、発効日は法定どおり令和7年10月18日(土)とさせていただく予定としております。9月4日までに異議申出がなされた場合につきましては、9月8日(月)午前1時から本審を開催して、当該異議申出についてのご審議をいただくことになります。

すので、日程の確保をお願いいたします。異議申請がなければ本審を開催いたしません。以上でございます。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。それではこれを持ちまして、第5回香川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。お疲れ様でした。

——了——